○浪江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (平成4年12月1日告示第102号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成5年3月4日告示第12号 | 平成8年3月21日告示第11号 | | 平成10年3月23日告示第16号 | 平成12年12月28日告示第63号 | | 平成19年2月28日告示第10号 | 平成19年3月27日告示第19号 | | 平成21年3月23日告示第16号 | 平成28年9月1日告示第66号 | | 平成31年3月12日告示第24号 |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　町は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、その設置に要する経費について、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和60年浪江町規則第12号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　浄化槽　浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1項に規定する浄化槽をいう。

(2)　小規模合併処理浄化槽　生活系排水を処理する浄化槽で、昭和63年建設省告示第342号の構造基準に定められたものであって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90％以上であって、放流水のBODが20mg/ι(日間平均値)以下の機能を有するものであること。

(3)　変則合併処理浄化槽　し尿浄化槽排水と雑排水を合併して処理する浄化槽で、建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づき国土交通大臣の許可を取得したものであって、BOD除去率90％以上、放流水のBODが5日間20mg/ι(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。

(交付の対象)

第3条　この補助金は浪江町合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱(平成4年浪江町告示第101号)に基づき、合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付する。

(補助金額)

第4条　補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用（単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽を完全に撤去するために必要な工事費用、及び既存の住宅に設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する際に伴う宅内配管工事に要する費用を含む。）で、別表に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)　審査期間を経過した浄化槽設置届出の写し又は建築確認通知書の写し

(2)　設置場所の案内図

(3)　単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は合併処理浄化槽の撤去前の位置図及び写真

(4)　住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(5)　全国合併処理浄化槽普及促進協議会等の行う登録制度において登録されている合併処理浄化槽にあっては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票

(6)　浄化槽整備士免状の写し

(7)　その他、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書)

第6条　町長は、第5条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の可否を決定するものとする。

2　町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(第3号様式)によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書)

第7条　前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条　補助対象者は、補助金に係る事業完了後1ヶ月以内(第7条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理してから1ヶ月以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)

(2)　浄化槽法定検査依頼書写し

(3)　施工状況を明らかにする写真

(4)　工事費請求書または領収書の写

(5)　産業廃棄物管理票

(6)　保証登録証

(7)　竣工図

(8)　その他、町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条　町長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(第6号様式)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条　町長は、第9条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(第7号様式)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条　町長は、補助対象者が次の各号のいづれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　不正の手段により補助金を受けたとき

(2)　補助金を他の用途に使用したとき

(3)　補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第12条　町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条　町長は、補助事業を適正に執行するため合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

附　則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附　則(平成5年3月4日告示第12号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附　則(平成8年3月21日告示第11号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附　則(平成10年3月23日告示第16号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附　則(平成12年12月28日告示第63号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附　則(平成19年2月28日告示第10号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成19年3月27日告示第19号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

1　この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2　浪江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱（平成19年浪江町告示第10号）は廃止する。

附　則(平成21年3月23日告示第16号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成28年9月1日告示第66号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(平成31年3月12日告示第24号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 限度額 | |
| 5人槽 | 332,000円 | 左記で定めた金額に、単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽を完全に撤去し、同一敷地内に合併処理浄化槽を新設する場合は、さらに45,000円を撤去費用として加算するものとする。 　また、既存の住宅に設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合は、さらに300,000円を宅内配管工事費として加算するものとする。(既設の住宅の建替えを伴う場合を除く。) |
| 6～7人槽 | 414,000円 |
| 8人槽以上 | 548,000円 |

第1号様式(第5条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

第2号様式(第6条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第3号様式(第6条関係)

補助金不交付通知書

[別紙参照]

第4号様式(第7条関係)

変更承認申請書

[別紙参照]

第5号様式(第8条関係)

実績報告書

[別紙参照]

第6号様式(第9条関係)

補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

第7号様式(第10条関係)

補助金交付請求書

[別紙参照]